



目 次

規 則	ページ
◎高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
◎高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定	3
○保安林の指定予定の通知	3
○保安林の指定施業要件の変更（3件）	3
○漁船損害等補償法による同意成立	3
公 告	
○令和2年度調理師試験の実施	3
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則	4

規 則

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第12号

高知県給与支給事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条第1項及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）第16条第1項の規定によって読み替えられる同法第7条第1項の規定により知事が支給する子ども手当」を削る。

第2条第1号中「者」を「者（会計年度任用職員（地方公務員

法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この条において同じ。）である者を除く。）に改め、同条第3号中「者」を「者（会計年度任用職員である者及び地方公務員法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を除く。）」に改め、同条第4号中「者」を「者（会計年度任用職員である者を除く。）」に改める。

第6条第1項第4号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

別表中「児童手当 子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

訓 令

高知県訓令第3号

本 庁
各出先機関

高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

高知県自動車の運転及び管理規程の一部を改正する訓令

高知県自動車の運転及び管理規程（昭和36年12月高知県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「すべての」を「全ての」に改める。

別記様式を次のように改める。

**別記
第1号様式** (第3条、第11条関係)
(表紙)

年度
(自動車車両登録番号) 号

自動車使用記録簿

(内容)

月日	運転者氏名	行先	運転実績			燃料の補給量	燃料の残量の割合	備考
			開始時刻	終了時刻	走行後の走行距離計の目盛り			
			時 分	時 分	km	ℓ		
	月分							所属長 確認印

注 所属長は、月末において、1月ごとの確認印を「備考」欄に押印すること。

第2号様式 (第9条関係)

年度
(自動車車両登録番号) 号

破損、亡失等の状況報告簿

破損、亡失等の確認		運転者の氏名及び印	破損した箇所又は亡失等した物品の名称及び箇所	破損、亡失等の発生年月日及びその理由
月日	所属長			

注 1 自動車使用記録簿 (別記第1号様式) と一緒に保管すること。
2 亡失には、部品の交換を含む。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第187号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第1号、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第1号及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
 - (1) 高知県立県民体育館
 - (2) 高知県立武道館
 - (3) 高知県立弓道場
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

高知県告示第188号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第189号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第190号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第191号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津野町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第192号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 宿毛市加入区
- 大月町加入区

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による令和2年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和2年3月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和2年10月10日(土)午後1時30分から
- 2 試験の場所
 - (1) 高知会場
高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ
 - (2) 安芸会場
安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会館
 - (3) 幡多会場
四万十市右山五月町7番40号 J A高知県幡多地区本部会館
- 3 受験願書の提出期間
令和2年5月11日(月)から同年6月5日(金)までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、令和2年6月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階(郵便番号103-0012)
公益社団法人調理技術技能センター
- 5 受験願書の配付時期等
令和2年5月11日から同年6月5日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
 - (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
 - (2) 試験の詳細については、公益社団法人調理技術技能センター(電話番号03-3667-1815)に問い合わせること。

人事委員会規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の権限に属する事務の一部を事務局長に委任する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「事務局職員の臨時的任用」を「事務局の会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任免」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。